

交通

熊本城マラソン開催！ 公共交通機関の利用を

2月15日（日）、熊本市内において「熊本城マラソン2015」（第4回大会）を開催します。

大会当日は、長時間にわたり大規模な交通規制が行われますので、マラソンコース沿線以外の通行可能な道路においても、大幅な渋滞が予想されます。熊本市内へお出かけの際には、自家用車の使用をひかえ、公共交通機関のご利用をお願いします。



県内外から多くのランナーが参加を予定しております。大変ご迷惑をおかけしますが、温かいご理解とご協力をお願いします。

交通規制についての詳細は、「熊本城マラソンホームページ」(<http://kumamotojo-marathon.jp/>)をご確認ください。

★郵便物や宅配便などが遅れて届くことも予想されます。

開催時は、県営有料駐車場に休憩所・更衣所を設置します

2月15日（日） 午前7時から

- 1階：休憩所（7:00～10:00）
ストレッチスペース、
仮設トイレ等
- 2階：男子更衣所（7:00～8:15）
- 3階：女子更衣所（7:00～8:15）

- 暖房完備
- 2、3階はナンバーカード
所持者のみ利用可
- 駐車場は通常営業しますので、お車でお越しの方は駐車料金がが必要です。

☆ 最初の1時間以内320円
以降30分ごとに50円

問▶ 熊本県企業局

☎096-333-2597

2月15日は
ノーマイカーデー



外○：渋滞が予想される範囲

内○：かなりの渋滞が予想される範囲

熊本城マラソン実行委員会事務局

☎096-328-2373

税
金

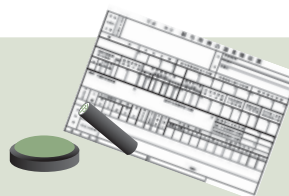
税務課から平成26年分所得の申告受付についてお知らせします！

平成27年度（平成26年分所得）申告受付会場

曜 日	月	火	水	木	金
日にち	2月16日	2月17日	2月18日	2月19日	2月20日
会 場	高森総合センター				
受付時間 9～11時	河原1・2	中・矢津田・ 尾下2	下 町 (1～14組)	旭 通 (1～13組)	上町・昭和 (1～18組)
受付時間 13～15時	横 町	天 神	下 町 (15～26組)	旭 通 (14～24組)	昭 和 (19～35組)
日にち	2月23日	2月24日	★2月25日	★2月26日	★2月27日
会 場	朋遊館		高森総合センター		
受付時間 9～11時	尾下1・2	津留2	冬野・津留	森	相談日 (消費税対象者)
受付時間 13～15時	津留1	野尻1・2 河原1・2	上 在	村 山	
日にち	★3月2日	★3月3日	★3月4日	★3月5日	3月6日
会 場	草部総合センター			高森総合センター	
受付時間 9～11時	草部 (社倉以外)	芹 口	永野原	野尻草部地区 消費税対象者	予備日
受付時間 13～15時	草部(社倉)	下 切	菅 山	高森色見地区 消費税対象者	
日にち	★3月9日	★3月10日	★3月11日	★3月12日	★3月13日
会 場	高森総合センター				
受付時間 9～11時	山 鳥	井上・中園	西 丁	前 原	大 村
受付時間 13～15時	戸 狩	小倉原	中 原	洗 川	税務署送付 準備
日にち	★3月16日	★マーク・・・税理士無料相談日 消費税、相続・贈与税、雑損控除を受けよう とする方は、出来るだけ申告相談をされて下さい（ただし、表中のとおり消費税のみを対象にした日もありますのでご注意ください）。			
会 場	高森総合センター				
受付時間 9～11時	相談日				
受付時間 13～15時	税務署送付 準備				

○ 申告に必要なもの

- ☐ 印鑑
- ☐ 給与支払報告書と公的年金の源泉徴収票、その他収入を証明できるもの
- ☐ 出荷、販売証明書（農業・営業・不動産収入がある場合）
- ☐ 生命保険・地震保険・介護保険料・国民年金等の支払証明書



国税だより

「にせ税理士」に注意

税理士でない人が、税務代理、税務書類の作成及び税務相談の税理士業務を行うこと（いわゆる「にせ税理士」行為）は、税理士法で固く禁じられています。

所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書や決算書などの税務書類の作成や税務相談を依頼する場合は、税理士であること（税理士証票の携行、税理士会員章（バッジ）の着用）を確認のうえ相談ください。「にせ税理士」へ相談することは、あなた自身に不測の損害を与えるおそれがあります。十分にご注意ください！

●お問い合わせ先

阿蘇税務署

☎ 0967 (22) 0551



高森町を元気に！ 「高森町ふるさと応援寄附金」

平成20年から「ふるさと納税制度」が始まったことをきっかけに、本町では「町を愛し、応援したい」という納税者の思いを形として結びつけた「高森町ふるさと応援寄附金」を募集しています。

現在、住んでいる
自治体

ふるさとの自治体
(高森町)

個人住民税
所得税

一部



まちづくりの推進に活用します！

- ① 魅力溢れる地域の「宝物」を活かしたまちづくり事業／② 地場産業を活用したブランド力の向上並びに広報事業／③ 町ならではの元気な人づくり事業／④ その他、より良いまちづくりに必要な事業

- 申告により税金（所得税及び住民税）の控除が受けられます！（控除額には上限あり）
- 寄附金控除は毎年受けられます！

税務課 税務係 ☎ 62-1111 内線 164・165

子育て

子育て支援センター 活動状況報告

火災避難訓練

12月12日（金）、本センターの台所から火災が発生したという想定で、隣の駐車場に利用者と職員で避難しました（訓練）。

当日は寒さが厳しい上に火山灰も少し降っていた為、消防車両の見学を先に実施しました。子ども達は車両に興味津々。運転席に乗せてもらおうと嬉しそうに笑顔を見せていました。

その後も、消火器を使用した「消火体験」を行いました。



クリスマス会

12月24・25日（水・木）、職員のハンドベル演奏による「きよしこの夜」で始まりました。親子遊びや、クリスマス関連の絵本や紙芝居の読み聞かせ、クリスマスソングに合わせてのダンシングなどの催しを実施しました。

その後、各自でトッピングして蒸し焼きにした「餃子の皮のピザ」とホットケーキやケーキを食べながら歓談しました。



子育て支援センター

☎ (62) 3311